

モンゴル国 牧草地法案

2007 年 7 月 12 日

Ulaanbaatar 市

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

1.1. この法律の目的は、牧草地の占有、利用及び保護について基本理念を定め、それと関連して生ずる関係事項を調整することにある。

第 2 条 牧草地に関する法令

2.1. 牧草地法令は、モンゴル国憲法、土地に関する法、特別保護地に関する法、土地使用料に関する法、民法及びこの法律と、それらと合致すべく公布された法令以外の公文書により成る。

第 3 条 法律用語

3.1. この法律において使用されている次の用語は下記の意味に定義されている。

3.1.1. 「牧草地」とは、家畜及び動物を牧養する用途を有し、天然と作植生を有する農牧草地に含まれる土地である。

3.1.2. 「放牧庄」とは、牧草地に負の影響ないし一定の期間中、牧養ができる家畜及び動物頭数で表す牧草地の単位面積の養力を言う。

3.1.3. 「牧草地の単位区画」とは、台帳図及び土地台帳に関する法律の第 3 条の 3.1.4 に示された条項。

3.1.4 「牧草地調整計画」とは、牧草地の資源及び放牧庄、地域の特徴、牧草地利用してきた伝統を考慮し、牧民、企業及び組織が家畜及び動物を放牧する目的で占有、利用、保護、修復及び改善せしめる政策を反映した土地調整計画文書である。

3.1.5 「牧民の親交団」とは、牧草地を占有、利用、修復及び改善せしめる目的で当該地域の牧民世帯間は民法の第 481 条に示されたところに従い、結合した団体である。

3.1.6 「牧民世帯」とは、個人所得税に関する法律の第 4 条の 4.1.2 に示された事を

3.1.7 「草刈場」とは、当該年に牧草の刈り取りが可能であると専門機関及び地区庁により特定された土地を言う。

3.1.8 「集約的な牧畜業」とは、生産性が高い家畜を定住又は半定住式で従事する。

3.1.9 「劣化した牧草地」とは、牧草の収穫及び種類が減少し、放牧の用途として利用するのが不可能と専門機関により判断された土地を言う。

第4条 国家が牧草地に関して準拠する原則

4.1. 国家は牧草地に関して次の原則に準拠する。

4.1.1 牧草地は国民に占有せしめたか否かに関わらず国家の管理下にある。

4.1.2. 公共牧草地、その放牧圧に合致し、適正な利用、保護、修復及び改善するために冬営地、春営地、夏営地、秋営地、草刈場、オトル用保護地といった基本計画表に従い、利用する。

4.1.3. 冬営地又は春営地の保護及び放牧圧、当該地域の特徴、牧草地利用して来た伝統を考慮し、政府により定めた規制に基づき、県及び首都住民代表会議で採択された条例に従い、羊1頭（及び牧民団体の成人数）に当る水準を準拠し、牧畜業の用途にのみ占有せしめる。

4.1.4. 集約的な畜産業の経営、劣化した牧草地を自らの労力及び資本により修復した個人に関しては、牧草地を長期間の契約で占有せしめる。

4.1.5. 占有せしめる牧草地は自然の河川、湖、池、塩沢がある土地並びに国家の財産により建造した井戸、貯水施設及びその周辺地、県、郡間及び県、郡のオトル用地、草刈場を利用する際に妨げられない土地である。

第5条 牧草地の分類

5.1. 牧草地を利用する用途によって常及び非常と分類する。

5.2. 4季にわたり家畜を放牧できる農牧草地は常牧草地でなる。

5.3. 自然災害及び非常時に家畜を放牧できる農牧草地以外の分類されている土地は非常牧草地になる。

第2章 牧草地関係事項に対する国家と地方自治期間の職権

第6条 国家大会議の職権

6.1 国家大会議は牧草地占有、利用、保護、修復及び改善せしめるに関して国家が準拠する政策を明示する。

第7 政府の職権

7.1 政府は牧草地関係事項に関して次の職権を行使する。

7.1.1 牧草地に関して国家が実施する政策及び法令の実行を組織する。

7.1.2 この法律の4.1.3及び4.1.4に示したところに従い、占有せしめる牧草地の規模を制定する規則を採択する。

7.1.3 この法律の12.1.5条項に基づき、土地及び農牧業事業担当国家機関により提案に従い、牧草地の用途を変更し、他の分類地に転類又は他の分類地を農牧草地に転類せしめる問題を決定する。

7.1.4 農牧業事業担当国家機関及び県知事により要請に基づき、当該土地に関連す

る国家機関の意見を注視し、非常牧草地で家畜を放牧及び草刈の予備せしめる事を決定する。

7.1.5 県共用のオトル用地の国家特別需要への収用、供出、その規模、境界及び利用規則を制定し、担当機関に移転する。

7.1.6 占有地上に家畜の移動及び牧草地の保護、修復に関連した方法、規則を採択する。

第8条 農牧業事業担当国家機関の職権

8.1 農牧業事業担当国家機関は牧草地問題担当部があり、次の職権を行使する

8.1.1 牧草地に関して国家が実施する政策及び法令の実行する担当機関と共同組織する。

8.1.2 県及び首都の牧草地調整基本計画及び当該年の計画に関する提案し、実施に関して監視する。

8.1.3 この法律の7.1.2に示した総則の企画を作成し、実施を組織する。

8.1.4 この法律の7.1.5に示した事項に対する提案を作成し、決定せしめ、当該土地の利用を管理する。

第9条 土地事業担当国家期間の職権

9.1 土地事業担当国家機関は牧草地に関する次の職権を行使する。

9.1.1 牧草地の調整及び牧草地の登録、牧草地に関する報告書を法令に従い発行する。

9.1.2 牧草地の状態及び性質の基準指標を推定する規則を農牧業事業機関と共同で制定する。

9.1.3 牧草地の性質の変動を常に監視し、この法律の10.2.7に示した土地に関する批評家を実行する。

9.1.4 牧草地に関する情報を処理し、国民に情報提供する。

9.2 県、首都、区の土地担当機関は牧草地に関する次の職権を行使する。

9.2.1 当該段階の牧草地調整を計画する。

9.2.2 当該段階の会議の決定に基づき牧草地を占有せしめる契約を締結し、権利証書を発行する。

9.3 郡においてこの法律の9.2.1に示した条項を土地担当官が執行する。

第10条 県、首都、郡及び地区住民代表会議の職権

10.1 県及び首都住民代表会議は、牧草地関係事項に関し次の職権を行使する。

10.1.1 牧草地に関する法令及びこの法律の10.1.2に示した計画執行に審査を課し、これに対する知事の報告について審査及び総括する。

10.1.2 知事が統治する当該段階の牧草地調整基本計画を審査し制定する。

10.1.3 郡共用オトル地、県の飼料備蓄倉庫の用途の草刈場を地域の特別需要に収用並びにその規模及び境界、利用規則を定める。

10.1.4 この法律の7.1.2に示した総則に基づき領土に牧草地を占有することに関する規則を作成し、執行に監視する。

10.1.5 この法律の10.1.2に示した計画に反映し領土に集約的な畜産業を営する地域を制定する。

10.2 郡及び地区住民代表会議は牧草地関係事項に関し次の共通職権を行使する。

10.2.1 牧草地に関する法令及びこの法律の10.2.2に示した計画執行に審査を課し、これに対する知事の報告について審査及び総括する。

10.2.2 この法律の10.1.2に示した計画に合致して作成された当該段階の牧草地調整基本及び当該年計画を知事の統治に従い審査し制定する。

10.2.3 領土の放牧圧及び牧草地の性質を把握し、必要な時に関連する機関により決定させる。

10.2.4 この法律の11.2.4に示した提案に基づき牧草地を占有せしめることを決定する。

10.2.5 占有せしめる規模及び位置を適合する規則に従い牧草地調整計画に反映し執行する。

10.2.6 当該の放牧圧、放牧する家畜頭数の制限及び当該牧草地を家畜から解放する期間を専門機関の参加により制定し、執行への審査を課す。

10.2.7 草刈場の保護、修復、灌漑及び植林するなど自らの労力及び資本により改善し、収穫量を継続的に上昇した個人、企業及び組織には、この法律の9.1.2に示した条項に基づき当該地を占有せしめることを決定する。

10.2.8 領土にはこの法律の10.1.3及び10.1.5に示した条項を執行する。

第11条 県、首都、郡及び地区の知事の職権

11.1 県及び首都の知事は牧草地の関係事項に関する次の職権を行使する。

11.1.1 この法律の10.1.2～10.1.5に示した条項に関する提案を作成し、統治及び執行し、結果を報告する。

11.1.2 この法律の10.1.3に示した土地を適合に利用及び保護する事業を実施する。

11.1.3 災害による登録されている牧民が他の県の領土でオトルをする及び戻ってくる事業を当該の県知事と審議の上で決定する。

11.1.4 下位段階の知事の牧草地関係事項に関する決定により生じた愁訴及び係争を関連する法令に従い決定する。

11.2 郡及び地区知事は牧草地に関係事項に関する次の職権を行使する。

11.2.1 この法律の10.2.2に示した計画を下位段階の会議の提案を反映させて作成し、統治し、採択せしめた計画を執行し、結果を報告する。

11.2.2 この法律の10.1.2に示した計画案に提案する。

11.2.3 この法律の10.2.8に示した条項に提案を作成及び統治、執行する。

11.2.4 牧草地の占有に関する下位会議によりの提案が牧草地調整計画にどのように反映され、また関係する法令と公文書に適合するか否かを土地担当機関により審査した上で当該牧草地を占有せしめる提案を住民代表会議により決定せしめる。

11.2.5 占有牧草地の状態が明らかに劣化された際に関連専門機関によって総括に基づき当該の牧草地権利証書を終了せしめる意見を住民代表会議に提出し、生じた損害を補償せしめ、当該牧草地の修復する方策を執る。

11.2.6 この法律の10.2.6に示した規則を執行する目的で公共利用牧草地の状態及び下位段階の知事の意見を考慮し、冬营地、春营地の牧草地の家畜からの解放及び家畜の追い込みの期間を定め、一定の期間中にボド（馬、牛）家畜をオトルさせ、ボグ（羊、山羊）家畜の牧草地を解放する事業を組織する。

11.2.7 この法律の12.1.2に示した意見に従い、新たな冬营地及び春营地を建てる事を決定する。

11.2.8 当該段階の牧草地調整計画に合致せしめ、この法律の12.1.6に示しに従い、決定する。

11.2.9 領土でこの法律の11.1.2～11.1.4に示した条項を執行する。

大12条 バグ、ホローの住民代表会議及び知事の職権

12.1 バグ、ホローの住民代表会議は牧草地関係事項に関する次の職権を行使する。

12.1.1 上位段階の牧草地調整基本及び当該年計画に意見を提出する。

12.1.2 不占有牧草地で新しい冬营地及び春营地の建設及び位置を審議し、意見を上位段階の知事に提出する。

12.1.3 牧草地占有に関連する問題を審議し、意見を上位段階の知事に提出する。

12.1.4 牧草地の利用及び保護、並びに性質を監視し、これについて知事の報告をする。

12.1.5 牧草地を他の土地分類へ転類する問題を当該の会議に参加の大半の意見で支持するか否かを決定する。

12.1.6 領土での草刈する並びに牧草地の灌漑及び井戸堀りの意見を上位段階知事に提出する。

12.2 バグ、ホロー知事は牧草地関係事項に関する次の職権を行使する。

12.2.1 上位段階の機関の牧草地に関する決定の執行を組織する。

12.2.2 この法律の12.1に示した条項へ意見を作成し、提出する。

第3章 牧草地を占有

第13条 牧草地を占有せしめる

13.1 牧草地をこの法律の3.1.5に示した牧民の親交団及び牧畜業の従事の用途に占有せしめることができる。

13.2 牧民の親交は次の条件を満たす。

13.2.1 親交団とその組織及び活動、親交員の権利と義務、並びに代表者の権利及び規模などを反映した規則及び親交員との契約がある。

13.2.2 牧草地の占有、利用、保護、修復及び改善する活動の計画がある。

13.2.3 親交団員は占有牧草地の利用、保護及び監視ができる当該地域に住む。

13.3 モンゴル国の法人は集約的な牧畜業の従事の用途に牧草地を占有せしめることができる。

13.4 常的な牧草地の利用が不可能で専門機関によって総括された牧草地を自らの労力及び資本により修復し、牧畜業に従事する出願をした場合、この法律の13.1及び13.3に示し

た法人に優先権により占有せしめることができる。

13.5 牧草地を常的な牧草地からのみ占有せしめる。

第 14 条 占有せしめる牧草地の規模、位置及び期間

14.1 占有せしめる牧草地の規模をこの法律の4.1.3及び4.1.5に示した規則を準拠し、この法律の7.1.2、10.1.4及び10.2.5に示したに従い制定する。

14.2 占有せしめる牧草地の単位区画の位置をこの法律の10.1.2、10.2.2及び10.2.5に示したに従い制定する。

14.3 牧草地を占有せしめる期間を第30条に従い、制定する。

第15条 牧草地を占有出願

15.1 牧畜業に従事する用途に牧草地を占有することに関する出願並びに受理に関連する関係を土地に関する法律の32.1、32.4及び32.5に示した条項に従い調整する。

15.2 牧民の親交団はこの法律の15.1に示した出願に次の項目を明記する。

15.2.1 親交団の世帯数、家族人数、それらの当該年の家畜計算出事業で登録された家畜種類、頭数及び品種

15.2.2 親交団を代表する権利を持つ代表者、その家族員の氏名、身分証明書及び登録番号及び住所

15.2.3 親交団員との契約の写本

15.2.4 牧草地の占有、利用、保護、修復及び改善の方向した活動計画

15.2.5 土地に関する法律の32.3.2及び32.3.3に示した条項。

15.3 法人はこの法律の15.1に示した出願に次の事項を明記する。

15.3.1 当該年の家畜算出に計算されている家畜種類、頭数及び品種

15.3.2 牧草地の占有、利用、保護、修復及び改善に関する計画、sanhuugin (財政、金融) 保証

15.4 出願した牧草地は他者が占有地と一切重複しない、公共常的な牧草地である。

第16条 牧草地占有の決定

16.1 牧草地占有に関する出願を当該段階の牧草地調整計画に適合させ、この法律の10.2.4、10.2.5、11.2.4及び12.1.3に示したことに従い決定する。

第 17 条 牧草地占有契約

17.1 牧草地の占有せしめることに関する決定が出されてから 21 日以内に、牧草地の状態性質国家鑑定を土地に関する法律の第 58 条に示したことに従い、下す。

牧草地の状態性質国家鑑定は牧草地の占有契約と不可分である。

17.2 出願した牧草地の状態性質国家鑑定が下されてから 5 日以内に牧草地の占有契約を締結し、権利証書を交付する。

17.3 この法律の 17.1 に示した牧草地の状態及び性質に関する評価結果を牧草地の占有者が認めない場合、専門機関により総括させた後に契約を締結する。

17.4 牧草地の占有契約に土地に関する法律の 34.6 に示した条項を反映する。

17.5 牧草地を占有せしめることに関する決定を出した主体の許可の下により、牧草地を他者に利用せしめる際に、占有者は知事との契約の義務から解放されない。

第 18 条 牧草地占有者の権利及び義務

18.1 牧草地占有者は次の権利を有する。

18.1.1 契約に示した条件に従い、牧畜業の従事の用途として牧草地の単位区画を占有及び利用する。

18.1.2 占有牧草地に柵を囲い、保護する。

18.1.3 土地に関する法律の 35.1.2 ~ 35.1.6 に示した権利

18.2 牧草地占有者は次の義務を負う。

18.2.1 この法律の 13.2.2 に示した計画の執行に関して当該の会議で年間報告をする。

18.2.2 占有牧草地の区画の植物の成長、生物能力を低下させない。

18.2.3 牧草地の修復、改善、灌漑並びに水源を作り、囲い及び保護する。

18.2.4 占有牧草地の単位区画での植物の病気及び有害動物を対処する事業を自らの労力及び資本により実行する。

18.2.5 占有牧草地の単位区画に有害な齧歯目が分布した場合、それらに対処する手法をとり、当該の知事にただちに連絡する。

18.2.6 占有牧草地の境界に目印を付ける。

18.2.7 土地に関する法律の 35.3.1 ~ 35.3.6 に示した義務

第 19 条 牧草地占有権利証書の延長

19.1 牧草地占有権利証書の期間は当該の牧草地の状態及び利用、牧草地の将来の利用、保護、修復及び改善を中心とした計画を考慮し、土地に関する法律の第 37 条に示した規則に従い、延長する。

第 20 条 牧草地占有権利証書の他者への移転及入質

20.1 牧草地占有権利証書を牧草地の用途にのみ占有及び利用が有する主体に移転又は入質することができる。

20.2 権利証書を移転する出願は双方が提出し、土地に関する法律の 38.2.1 ~ 38.2.3 に示した、この法律の 15.2 及び 15.3 に示した文書を付録する。

20.3 該段階の知事は出願を受理してから 15 日以内、権利証書の移転について当該の会議により審査し、決定する。この議決に基づき、当該段階の土地担当官に登録せしめたことにより、権利証書の移転は効力を発する。

20.4 この法律の 20.3 に示した決定に基づき、牧草地の占有者は権利証書を民法に従い、

入質ができる。かつこの場合には、当該段階の土地担当官に登録せしめ、権利証書に入質したことに係る記録を行う。

第 21 条 土地占有権の終了及び明け渡し

21.1 牧草地占有権利を土地に関する法律の第 39、40、41 条に示した根拠に従い終了し、明け渡す。

第 22 条 契約の終了以前の牧草地の交換及び再収用

22.1 政府は、契約の終了以前に、牧草地の交換及び再収用することに関連する問題を土地に関する法律の第 42 条に示した条項に従い決定する。

22.2 県、首都、郡及び地区住民代表会議の決定により契約の期間が終了する以前に、次の条件の下で補償ないし牧草地を交換することができる。

22.2.1 当該占有牧草地に修復されていない並びに最初の状態又はそれより劣化したとき

22.2.2 占有者は牧草地の交換する際に、補償の受け取りを拒絶したとき

22.3 占有者は牧草地の修復、改善及び灌漑、井戸掘り、畜舎の建設、その他の不動産などを投資した場合、牧草地占有者と合意した上で補償上の交換及び再収用ができる。

22.4 占有牧草地の交換及び再収用し、明け渡しする事業を占有者が許可した他の場合には 5 月 1 日～9 月 15 日の間にのみ実施する。

22.5 牧草地の交換及び再収用すると関連する他の事項を土地に関する法律によって調整する。

第 4 章 牧草地の利用及び保護

第 23 条 牧草地の利用

23.1 占有せしめたほかの常的な牧草地をこの法律の 4.1.2 に示した規則に準拠し、牧畜業の従事の用途に共同でのみ利用する。

23.2 共同で利用する常的な牧草地の修復、改善、井戸掘り、保護することを牧草地調整計画に反映し、地方行政及び住民の参加により執行する。

23.3 共同で利用する当該地の放牧圧並びに放牧ができる家畜頭数の制限及び家畜から解放する期間を郡及び地区の住民代表会議により制定し、遵守する。

第 24 条 牧草地の保護及び修復

24.1 牧草地の保護及び修復に関連する手法、規則を農牧業担当国家機関により作成し、執行を組織する。

第 25 条 牧草地の利用する上で禁じる事項

25.1 牧草地の状態及び性質を劣化させないことにより牧草地の利用する上で次の事項を禁じる。

25.1.1 この法律の 10.2.6 及び 23.3 に示した放牧圧を超える頭数を当該の牧草地に放牧する。

25.1.2 当該の牧草地に家畜の放牧及び解放に関する権利が有する機関の制定せしめた期間に違反する。

25.1.3 砂漠、砂漠・ステップ地帯及び土壌荒廃、砂漠化の発生する要因ができた牧草地の植物を採集及び刈り取る。

25.1.4 権利が有する主体に許可なしに牧草地の土壌を掘削及び鉱山の探索、廃棄物を放置する。

第 26 条 牧草地の状態性質国家鑑定

26.1 牧草地の状態性質国家鑑定を土地に関する法律の 58,2 に示した条項の以外に次の指標により実行する。

26.1.1 植物種類の変化

26.1.2 植物の収量の変化

26.1.3 有害の齧歯目の分布

26.1.4 土壌の侵食

26.2 牧草地の状態性質国家鑑定を実行に関するほかの事項を土地に関する法律の第 58 条に示した条項に従い、調整する。

第 5 章 その他の事項

第 27 条 牧草地に関連して生じた係争の審査決定

27.1 牧草地の占有又は利用に関し、占有者と利用者間で生じた係争を双方が成立し、解決する又は成立しなかった場合、この法律の 27.2 に示した条項に従い決定せしめる。

27.2 当該の地域の牧草地占有及び利用上で生じたいわゆる係争はバグ及びホロー住民代表会議によって決定せしめる。

27.3 牧草地の占有及び利用上で生じた行政区画間で生じた係争は当該の知事らは法令の範囲により成立し、決定する。成立しなかった場合、上位段階の知事又は政府により決定せしめる。

27.4 この法律の 27.1、27.2 及び 27.3 に示した未決定の事項の場合、係争は裁判所で決定せしめる。

第 28 条 牧草地に関する法律違反者の負う責任

28.1 牧草地に関する法律に違反した有責主体には、刑法上の責任を負わしめない場合、知事及び環境審査国家検査官が下記の行政罰を科す。

28.1 柵を囲い、保護した占有牧草地に家畜を投入（放牧）する違反を犯した主体に損害を修復せしめ、労働賃金最低水準を 2-5 倍したものと同等規模の金額の過科を科す。

28.2 県、郡及びバグの公共オトル地に許可をもらえず家畜を投入した並びにオトル利用の規則を違反した場合、労働賃金最低水準を 3-8 倍したものと同等規模の金額の過科を科す。

28.3 国及び地域の飼料備蓄倉庫の用途の草刈場に家畜を投入した又は草を刈り取りをした場合、損害を修復せしめ、国民には労働賃金最低水準を 3-8 倍、機関又は企業には 10-15 倍にしたものと同等規模の金額の過科を科す。

28.1.4 この法律の 11.2.6 に示した計画及び規則に違反した場合、国民には労働賃金最低水準を 3-5 倍、機関又は企業には 10-15 倍にしたものと同等規模の金額の過科を科す。

28.1.5 この法律の示した規則を違反し、共用牧草地へ許可をもらず、施設を設置し、柵を囲う、冬営地及び春営地を建設した場合、国民には労働賃金最低水準を 3-8 倍、機関又は企業には 10-15 倍にしたものと同等規模の金額の過科を科す。

28.1.6 この法律の 18.2 に示した義務を負わしめない場合、牧草地占有者には労働賃金最低水準を 3-6 倍にしたものと同等規模の金額の過科を科す。

28.1.7 この法律の第 25 条に示した禁制事項を犯した場合、牧草地占有者及び利用者には労働賃金最低水準を 3-6 倍にしたものと同等規模の金額の過科を科す。

第 29 条 法律の効力の発生

29.1 この法律は 2007 年 月 日から実行する。

署名